

官報號外

昭和九年一月二十八日

○第六十五回 帝國議會衆議院議事速記錄第七號

昭和九年一月二十日(土曜日)

午後一時十五

議事日程 第六號

第一 昭和九年度一般會計歳出ノ財源

(政府提出) 第一讀會

第二 昭和七年法律第一號中改正法律

公債發行ニ關スル件(政府提出)

第三
滿州事件二關スル一時賜金トシ

テ交付スル公債發行ニ關スル法律案

第四
金部詩詞會十法中故王

法律案（政府提出）

第一讀會

第五章 案語在兩漢口正直沒有失道
府提出) 第一讀書會

〔主ノ報告ハ朝讀ヲ經サレモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
他組法中改正法肆案

地租法中改正法律案

官報號外 昭和九年一月二十八日

衆議院議事速記録第七號 議長ノ報告

提出者	營業収益稅法中改正法 提出者
提出者	木暮武太夫君 司法保護法案
提出者	小林 鏑君
提出者	鳩山 秀夫君
提出者	手代木隆吉君
提出者	本田彌市郎君
提出者	東京札幌間定期航空 議案
提出者	丸山 浪彌君
提出者	林 路一君
提出者	佐々木家壽治君
提出者	兼田 秀雄君
提出者	稅制整理ニ關スル建 設
(以上)	一昨二十六日齋藤内閣 發令アリタル旨ノ通 同 大藏省外國爲替管 委員被仰付
專賣局	第六十五回帝國議會

法律案 竹下 文隆君
中谷 貞頼君
田子 一民君
篠原 義政君
一松 定吉君
岡田伊太郎君
林 儀作君
大石 倫治君
守屋 荣夫君
中村 繼男君
廣瀬 豊作
荒川 昌二
理部長 青木 一男
金部長 川越 丈雄
長官 佐々木謙一郎
大藏省所管事務政府

司 法 省	第六十五回 帝國議會 委員被仰付
關 東 順	第六十五回 帝國議會 委員被仰付
第六十五回 帝國議會 委員被仰付	第六十五回 帝國議會 委員被仰付
一昨二十六日 葉議院 議長ニ於テ議席 如シ	一昨二十六日 葉議院 議長ニ於テ議席 如シ
第三部選出	第三部選出
豫算委員	豫算委員
匹田	君
第六部選出	第六部選出
豫算委員	建議委員
川崎	篠原
補	補
一昨二十六日 辭任シ	一昨二十六日 辭任シ
第七部選出 決算委 第九部選出 決算委	第七部選出 決算委 第九部選出 決算委
ス、御諸リ致シマス ○議長(秋田清君)	ス、御諸リ致シマス ○議長(秋田清君)

民事局長 大森 洪太
行刑局長 鹽野 季彦
會內務省所管事務政府
會拓務省所管事務政府
規則第十五條但書ニ依
ヲ左ノ通變更セリ
綾部健太郎君
小山田義孝君
中野種一郎君
員補闕選舉ノ結果左ノ
タル常任委員左ノ如シ
克君(平野光雄君
闕)
義政君(服部岩吉君
闕)
銳吉君(平井信四郎
闕)
員 匹田 銳吉君
員 津雲 國利君
是ヨリ會議ヲ開キマ
、第五部選出建議委員

杉山元治郎君當任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナキモノト認メテ 許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ望ミマス、尙ホ御詣致スコトガゴザイマス、豫算委員長ヨリ、本日本會議中、豫算委員會ヲ開キタ伊トノ申出ガアリマシタ、尙ホ今後本會議中ト雖モ、同委員會及ビ分科會ヲ開キタイトノコトデアリマス、之ヲ許可スルニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス、日程第一乃至第四ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス、日程第一乃至第四ハ便

昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

第一條 政府ハ昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル爲公債發行ニ關スル法律案

第二條 政府ハ昭和九年度一般會計歲出豫算翌年度繰越額ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外六億六百九十九萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省預金部特別會計法中改正法律案

大藏省預金部特別會計法中左ノ通改正ス 第二條中「事務取扱費」ヲ下ニ「營繕費」ヲ加フ

附 則

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ マシタ昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、昭和九年度一般會計ニ於テ、既ニ成立シテ居リマスル公債法ニ依リ、公債ヲ募集スル金額、並ニ滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲發行ヲ要スル公債金額ノ外

第一 昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

(政府提出)

第一讀會

第三 滿洲事件ニ關スル一時賜金トシ
(政府提出) 第一讀會

第三 滿洲事件ニ關スル一時賜金トシ
(政府提出) 第一讀會

昭和七年法律第一號中改正法律案
〔四億九千百萬圓〕ヲ〔六億五千十萬圓〕ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

満洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案

満洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル結果ニナルノデアラウト存ゼラレマスガ、

其繰越額ノ財源ハ必シモ九年度内ニ起債スルコトヲ必要ト致シマセヌ爲メ、翌年度ニ於テ

募債シ得ルコト、爲スヲ適當ト認メマス、

右ノ理由ニ依リ本法律案ヲ提出シタル次第

デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘ

ラレンコトヲ希望致シマス

次ニ第二ノ議題ニ付テ説明ヲ致シマス、

満洲事件ニ關スル經費ニ關シマシテハ、去ル

第六十一回、第六十二回及び第六十四回帝

國議會ニ於テ、其財源ニ充ツル爲公債ヲ

發行スルコトヲ得ル法律ノ成立ヲ見、之ニ

依リ本年度迄ノ經費ヲ支辨シ得ル次第デア

リマスガ、昭和九年度分ノ經費トシテ、更

ニ約一億五千九百十萬圓ヲ必要トスルノデ

アリマス、而シテ今日ノ財政狀況並ニ本經

費ノ性質ニ鑑ミ、從來ノ如ク之ヲ公債財源ニ依ルコト、致シマシタ爲メ、現行滿洲事

件ニ關スル經費支辨ノ爲メ公債發行ニ關スル法律中ノ發行限度ヲ改正増加スルノ必

要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シタ

次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛

ヲ與ヘラレンコトヲ希望スル次第デアリマ

(中村三之丞君登壇)

次ニ第三ノ議案ニ付テ説明ヲ致シマス、只今第三ノ議題トナリマシタ滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ、交付スル公債發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ述べマスレバ、昭和六年以來ノ滿洲事件ニ關シ、功勞ガアリマシタ陸海軍軍人等ニ對シマシテハ、此際恩賞トシテ適當ノ一時賜金ヲ賜與セラル、コトヲ必要ト考ヘマス、是等一時賜金ハ、總額約五千四百六十餘万圓デアリマシテ、此内四千八百七十餘万圓ハ、公債證書ヲ以テ交付スルコト、致シマスル爲メ、公債ヲ發行ヲ要シマス、而シテ右公債ハ、時價ニ依リ交付スルヲ妥當ト認メマシタノデ、發行總額五千萬圓トシ、本案ヲ提出致シタノデアリマス、何卒御協賛アランコトヲ希望シマス。

第四ノ議案ニ付テ説明ヲ致シマス、大藏省預金部特別會計ノ事業ノ發展ニ伴ヒマシテ、其事業遂行上必要ナル營繕ハ、之ヲ同

會計ノ負擔ニ於テ爲サシムルヲ適當ト考ヘ

ルノデアリマシテ、別途昭和九年度ノ豫算ニ計上致シテアリマスル大藏省廳舍新營費

ニ付テハ、是ガ財源ヲ負擔セシムルヲ妥當ト認メ、其所要金額ヲ一般會計ニ繰入ル、

コト、致シマシタ、且ツ同會計ノ事業ノ狀況ニ鑑ミマシテ、將來新營ノ必要ヲ生ズルコトヲ豫想セラレマスノデ、本法律案ヲ提出致シタル次第アリマス、御審議ノ上、

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——中村三之丞君

○中村三之丞君 只今上程セラレマシタル公債發行ニ關スル法律案ニ關聯致シマシテ、第一、所謂赤字公債ト財政計畫、第二、公債ノ民間消化力並ニ日本銀行ノ公開市場政策ニ付テ、高橋大藏大臣ニ御伺致シタイト存ズルノデアリマス。

歲入補填公債ハ昭和七年度三億二千万圓、昭和八年度六億八千万圓、昭和九年度六億六百餘万圓、合計十六億六百餘万圓デアリマス、而シテ吾々が直面致シテ居リマスル財政上ノ問題ハ、公債ヲ以テ非常的歲出ニ臨マレルト云フコトハ、已ムヲ得ザルヲ妥當ト認メマシタノデアリマス、而シテ増稅其他ノ增收萬圓トシ、本案ヲ提出致シタノデアリマス、何卒御協賛アランコトヲ希望シマス。

第四ノ議案ニ付テ説明ヲ致シマス、大藏省預金部特別會計ノ事業ノ發展ニ伴ヒマシテ、其事業遂行上必要ナル營繕ハ、之ヲ同

會計ノ負擔ニ於テ爲サシムルヲ適當ト考ヘ

ルノデアリマシテ、別途昭和九年度ノ豫算ニ計上致シテアリマスル大藏省廳舍新營費

ニ付テハ、是ガ財源ヲ負擔セシムルヲ妥當ト認メ、其所要金額ヲ一般會計ニ繰入ル、

コト、致シマシタ、且ツ同會計ノ事業ノ狀況ニ鑑ミマシテ、將來新營ノ必要ヲ生ズルコトヲ豫想セラレマスノデ、本法律案ヲ提出致シタル次第アリマス、御審議ノ上、

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——中村三之丞君

云フコトハ、是ハ事實デアリマス、我黨ノ小川郷太郎氏ハ我國ノ財政上ニ於ケル恆久的赤字ヘ、約三億ニ上ルト推算セラレマシテ、斯ル慢性的赤字ヲ克復スルニ非ズンバ、

マシタ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

アリマセヌ、我國ノ公債ハ其所有者別ニ就
テ見マスルナラバ、銀行、保險會社、信託
會社ニ於テ其尤ナルモノヲ見ルノデアリマ
シテ、昭和七年度ノ統計ニ依リマスナラバ、
日本ノ銀行ハ内國債ヲ二十二億圓所持致シ
テ居リマス、保險會社、信託會社ハ約一億
圓以上ヲ所有致シテ居ル、我國銀行ノ公債
ニ對スル投資率ハ、貸出ニ對シマシテ五〇
%ヲ普通ト致シテ居タノデアリマスケレ
ドモ、最近ニ於キマシテハ、七二%乃至七
三%ニ上ヲテ居リマシテ、我國銀行ハ將ニ公
債ニ食傷ノ狀態ニアルト財界ニ於テ唱ヘラ
レテ居ルノデアリマス、加之財政ノ基礎確
立ガ遅レ、大藏大臣ノ言ハレルヤウナ、所
謂惡性ノ「インフレーション」ガ起リマスナ
ラバ、金利ハ上リ、公債ノ市價ハ下落シ、今
日巨額ノ公債ヲ所持致シテ居リマス銀行會
社個人ハ、重大ナル打擊ヲ受ケザルヲ得ナ
イノデアリマス、高橋大藏大臣ハ此點ニ關
シマシテ、如何ナル考ヲ有セラル、カ承リ
タイト存ズル次第アリマス

○議長（秋田清君）　高橋大藏大臣

國務大臣高橋是清君登壇

銀行ノ公開市場政策ハ效果的デアリタト判斷スルコトガ出來ルノデアリマスルガ、今回ノ議會ニ於キマシテハ何故力ニ觸ル、ノヲ恐レラレテ居ルモノ、如クデアリマス、而モ財政ノ基礎確立ガ遅レ、依然トシテ公債一點張デ進ムニ至リ、惡性ノ「インフレーション」ガ其頭ヲ擡ゲルニ至リマスルナラバ、此公開市場政策ハ其機能ヲ失シ、恰モ舵ヲ失ヘル汽船ガ大海ニ漂流スルガ如キ運命ニ陥ルノデハアルマイカ、私ハ是等ノ點ニ付テ高橋大藏大臣ノ御意見ヲ承リタイト存ズル次第アリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 高橋大藏大臣

(國務大臣高橋是清君登壇)

○國務大臣(高橋是清君) 御答ヲ致シマス、第一ハ赤字公債ト財政ニ關シテ、財政ノ收支均衡ヲ圖ル爲ニ歳出ノ減少、歳入ノ増加、色々ナ方策ガアルカ、歳入ノ方面ニモ忍ビ難キヲ忍ベト言ヘル私ノ言葉ニ付テ、モウ一步進メテ多分ソレハ増稅ノ意味ダラウガ、ソレナラバソレヲ明ニシタラ宜カラウ、増稅ノ實行ヲ明ニシタラ宜カラウト、斯ウ云フ御尋デアリマス、一應御尤ナ御尋ト考ヘマスガ、昨日略、之ニ似寄タコトハ既ニ當議場ニ於テ御答ラシテ居ルト私ハ思テ居ル、詰リ何時マデモ財政ノ上ニ於ト同時ニ、又增收ヲ圖テ此增稅ヲシタラテ赤字公債ヲ限リナク出スヤウデハイカヌカラシテ、一方ニ於テハ政費ノ節約ヲ行フ

ハフキリト明言シクラ宜カラウ、斯ウ云
ニナルコトヲ最モ希望シテ居ル、早ク私ガ
サウ云フコトヲ明言スルヤウナ時ガ來レバ
宜イト思テ居ルノデアル、凡ソ増稅ヲ圖
ルニ於テハ、國民ニソレダケノ、ヨリ重キ
負擔ヲ課ケルノデアリマスルカラシテ、財
政上其重キ負擔ヲ課ケル以上ハ、財政ガ立
直ツテ、最早公債ノ發行ガ是ヨリ增加スル
懸念ハナイノダ、此見込ガ立タカラ茲ニ
増稅ヲシテ、財政ノ建直シヲスルノデアル
カラ、其増稅ニ對シテハ國民一般ニドウカ
忍ンデ貰ヒタイ、斯ウ云フコトデナケレバ
增稅ヲスル意味ヲナサヌノデアル、一方ニ
於テハ増稅ヲシタ、又他方ニ於テハ豫算ノ
編成ニ當ツテ、益、公債ヲ——詰リ赤字公
債ヲ出シテ行カナケレバナラヌ、而モソレ
ガ減ルト云フコトガ確ニナクシテ、幾ラヅ
ツカ殖エルト云フヤウナ懸念ガアリ、又何
時頃ニナフクラバ此赤字公債ヲ發行スル必
要ガナクナルダラウカト云フヤウナ見當
立派ニ立タナイト思フ、故ニ私ハ其事ヲ明
言スル時機ノ少シモ早ク來ランコトヲ祈
テ居ル次第アリマス、ケレドモ奈何セ
ガ、凡ソ將來ニ付カナケレバ、私ハ國民ニ
對シテ増稅ヲスルト云フコトヲ言フ理由ガ
今日ノ内外ノ情勢カラ觀マシテ、マダ其事
ヲ何時カラ決行スルカト云フコトヲ明言ス
ル時機ニ達シテ居ラスト私ハ考ヘテ居ルノ
デアル

ソレカラ第二ニハ、公債政策ニ矛盾ガアルノデハナイカ、ト云フノハ日本銀行ノ此「マーケット・オペレーション」是ガ將來出来ナクナルダラウ、ト云フノハ是迄日本銀行カラ公債ヲ買受ケテ居ル者ハ、銀行ガ主モノノデアル、併シ銀行ハ既ニ公債ニ食傷シテ居ル、將來民間ニ於テ事業ガ發達シ、興リ、新ニ其資本ヲ必要トスル場合ニハ、公債ノ市價ガ下落スル、サウ云フ場合ニハ消化ガ出來ナクナル、ドウスル積リダ、斯ウ云フ譯、ドウモハキリト意味ハ分ラヌケレドモ、マアサウ云フ風ニ聞エル、此日銀ノ「マーケット・オペレーション」ト云フノハ、何カ近頃ニナフテ俄ニサウ云フ方針ヲ執、タヤウニ仰セデアルガ、是ハ抑、初メカラ此内閣ノ方針トシテ、低金利政策ヲ執リ、ソレト同時ニ日本銀行ノ發行制度ニ付テノ改正ヲ行ヒ、サウシテ公債ノ發行ノ方法モ、一應日本銀行ヲシテ引受シムルト云フコトハ、最初カラ決テ居ル方針デアル、私ハ昨日モ日本銀行ガ今日執テ居ル「マーケット・オペレーション」ノ方法ハ英蘭銀行ノハ違フト云フコトヲ申シタ、ソレハ何故違フカ、昨日モ申ス通り、今日、日本銀行ガ市場ニ向テ自ラ進ンデ公債ヲ賣出スト云フコトハシナインデアル、希望者ガアツ、其希望モ、何ガ爲ニ、ドウ云フ譯デ公債ヲ持チタイノカ、其譯ヲ聞イテ、初メテソレヲ許スノデアル、或ヘ其譯ガ國家的ニ考ヘテ宜シクナイト思ヘベ断ルノデアル、サウ云フ方法ヲ初カラ

執テ居ル、然ルニ此倫敦ニ於ケル英蘭銀行

ノ「マーケット・オペレーション」ト云フノハ、

御承知デモアリマセウ、倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成ベク相

場師ノ資料トナラヌヤウニ、之ヲ汚イ言葉

イ、ソレカラ一方ニ於テハ此日本銀行ニ對

シテ賣テ吳レト言ウテ請求シテ來ル所ノ

會社、銀行、個人等ノ買入ノ理由ヲ質スノ

デアリマス、ソレニ依テ矢張國民ノ公債

ノ消化力ノ脈ヲ取ルコトガ出來ルノデア

スガ、私共モ其時機ノ早カラシコトノ希望

ヲ有テ居ルノデアリマス、市場政策ナル文

字ハ、昨年ノ財政演説ニ於テ大藏大臣ハハ

キリ言テ居ラレルノデアリマス、ソコデ

私ハ申上ゲタ譯デアリマス、國民ノ貯蓄

力ニ依テ買フノデアリマスケレドモ、其買

ノ金ジヤナイ、預金者ノ金ナノデス、此國

民全體ノ貯蓄ノ力ガ銀行ヤ、保險會社ヤ、

金ヲ以テ日本銀行ヘ公債ノ拂下ヲ請求シテ

來ルノデアリマスカラシテ、之ニ依テ矢張

御承知デモアリマセウ、

倫敦ノ英蘭銀行ニ

於テハ「オフィシャル・ブローカー」ト云フ

モノガアル、即チ中央銀行専屬ノ仲買人ガ

アル、此仲買人ヲ使テ、所謂市場ニ向テ

金融ヲ調整スル爲ニ、或ハ公債證書ヲ自ラ

進ンデ賣リ、或ハ自ラ進ンデ買ヒ、或ハ手

形ヲ買入レルト云フヤウナ「オペレーション」ヲ常ニスルノデアル、サウシテ此金融ノ統制ヲ圖テ居ルノデアリマス、マダ我ガ

中央銀行ハソコマデハ効キヲ伸バシテ居ラ

ヌノデアル、ソレ故ニ今ノ我國ノ公債ノ發

行ノ方法ハ、一方ニ於テハ公債ヲ成

第一讀會

濟界ヲ堅實ニスル一ツノ原因ニナッテ居ル、今日

又此公債政策ヲ採ラナケレバ、預金ガ殖エル、銀行ハ投資ノ途ニ困ル、知ラズ識ラズ矢張往往年經驗シタ如ク、不健全ナモノ、不確實ナモノニ投資スル、一方ニ於テハ利息ヲ拂ハ

ナケレバナラヌ、已ムヲ得ズ運用シナケレバ
ナラヌ、確實ナモノガナケレバ、不確實ナモ
ノニモ勢ヒ投資スルヤウナコトニナル、ソ
レデ又前年ノヤウナ金融界ノ恐慌ヲ来スト
云フヤウナコトガ再び繰返サレル憂ガア
ル、先ヅ今日ノ有様デ行ケバ、其憂ハ蓋シ
起ルマイト考ヘテ居ルノデアル（拍手）

〔中村繼男君登〕

○中村櫻男君
私ハ只今議題トナツテ居リ

マス公債發行ニ關スル法律案ニ關シマシ

チ、主トシテ大藏大臣、總理大臣竝ニ商工

大臣及ノ農林大臣ニ御同ヲ致シタイト思フ

目次

ノデアリマス、此處ニ御出ニナリマセ又大

亞、速己錄ヲ御覽ニナツタ土デ、適當ノ機

田子退詰銭三術買之六一公上云 退嘗一機

會ニ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

象算論或ノ根本ノ方針、一國ノ進昌發展

寶算編成
卷之二
一國
附昌黎縣

ヲ目途ト致シマシテ、國內的ニハ國民ノ各

皆歎ニ樹ヌレ生活ノ不安ヲ余キマシテ、ハ

階級二對不平等生活不安之階級一對不平等

心ノ安定ヲ圖リ、國民ノ全部ガ各、其途ニ

安ノヅテ、正務、鐵農ニ情動タ故ニ、農工

安江江元任務日職業二精闢三致之農一

商ノ各層ヲ通ジテ其繁榮ヲ促スト云フコト

卷之十一

シテ外國ニ對シテシテハ外ト国防

交工作ニ遺憾ナキヲ圖リマシテ、我國ノ國

卷之三

威ヲ發揚スルニ努ムベキコトハ當然ノコト
ト思フノデアリマス、即チ一國ノ豫算ハ、

議院議事速記録第七號 昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案
技術的ニ收入ト支出トノ辻棊ヲ合セルト云
ノフガ豫算デハアリマセヌノデ、能ク時局
ノ奥底ヲ洞察致シ、動向ヲ視察致シマシテ、
時弊ヲ矯メ、病根ヲ未然ニ防止致シ、以テ
國家ノ進運ニ資スルト云フコトガ、豫算本
來ノ目的デアルト考ヘルノデアリマス、此
意味ニ於キマシテ、本月二十五日小川郷太
郎氏ノ質問ニ對シ、高橋大藏大臣ノ答辯ヘ、
私共ノ同感トスル所デアリマス、即チ大藏
大臣ハ、經常ノ歲出ハ經常ノ歲入ヲ以テ賄
フノガ至當デアラウト云フ、小川氏ノ御質
問ニ對シマシテ「一時、二年又三年、經常歲
入ヲ以テ經常歲出ヲ賄フコトガ由來ナイト
云フ場合、ソレニ代ヘラレナイ重大ナルコト
ガ國家ニアタ時ニハドウナルノカ、歲出歲
入ノ豫算ノ均衡ヲ保ツノガ、即チ國家ノ生
命ヲ保持スル所以デハナイ」ト、斯様ニ御答
辯ニナフテ居ルノデアリマス、即チ國家ニ重
大ナル問題ガアタ場合ニ於キマシテハ、國
家ノ收支ヲ度外致シ、其事態ニ處スベキ所ノ
財政策ヲ執ラナケレバナラヌト云フコト
ヲ示サレタノデアリマシテ、是ハ私共ノ洵
ニ同感トスル點デアリマス、果シテ然ラバ
大藏大臣ハ、今日只今ノ此非常時ト稱シテ
居ル昭和九年度ノ豫算ノ編成ニ當リマシ
テ、經常收入、支出ノ權衡以外ニ、一般會
計ニ於キマシテ、七億八千五百餘万圓、特
別會計ニ於キマシテ一億圓、合計八億八千
五百餘万圓ノ公債ヲ出シテ、是方財源ニ充
ツルト云フコトヲ御決定ニナフテ居ルヤウ
デアリマスガ、此點ハ總理大臣及ビ大藏大
臣共ニ御伺ヲ致シタイノデアリマス、此點ハ
所謂非常時ニ際會シテ居ル時局ノ公債財源
トシテ、是ダケノ金額ヲ以テ所謂國家ノ重
大事ニ善處シ得ル所ノ十分ナル金額デアル
ト御考ニナフテ居ルカドウカ、昭和九年度ノ
豫算ハ一部ニ於キマシテハ、是ハ軍備豫算
今ヤ新興ノ日本ガ人種のニモ、經濟的ニモ、
亦文化的ニモ、世界ノ列強ヲ向フニ廻シ
テ世界的ニ躍進ヲ致サントスル時ニ方リマ
シテ、其侮ヲ受ケザル程度ニ於ケル軍備、
國防ヲ充實スルコトハ、是ハ極メテ必然デ
アルト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）隨テ
軍備國防ノ爲ニ高橋大藏大臣ガ、十分ト迄
ハ行カナカツノデアリマスケレドモ、兎ニ
モ角ニモ相當思切フテ財布ノ紐ヲ解カレタ
ト云フコトハ、私共ノ多トスル所デゴザイ
マス

然ルニ内政諸問題ニ對スル豫算編成ノ狀
況ヲ見マスト、是ハ又餘リニモ消極的デア
リ、退歩的デアリ、殆ド何等爲ス所ナシド
コロデハナイ、却テ國防軍備ニ與ヘタ所ノ
モノヲ内政ノ豫算カラ削減ヲ致シ、以テ帳
面上ノ歲入歲出ノ均衡ヲ圖リタル所ノ、所
謂技術上ノ豫算ニ墮シテ居ルト云フ風ニ認メラ
ル、コトハ、私共ノ洵ニ殘念ニ存ズル點デゴザ
イマス（拍手）是ハ高橋大藏大臣ノ所謂歲入出
矛盾ヲ來シテ居ルノデハナイカト考ヘルノ
デハナイカト云フ御言葉ニ對シテ、洵ニ撞著

外三件 第一讀會 一二四

デアリマス、即チ現在ノ農村ノ實情ハドウ
デアリマスカ、又中小商工業者ノ現狀ハドウ
ウデアリマスカ、又中產以下ノ庶民階級ノ
狀態、失業者群ノ狀態、是等ノ諸問題ニ對
シマシテハ、私共ノ同志デアル中野正剛氏カラ
ラ、去ル二十五日ノ本會議ニ於ケル質問ノ
中ニ詳シク述ベラレテ居リマスカラ、私ハ
再ビ茲ニ申上ゲマセヌガ、唯茲ニ一言ヲ申
上ゲタイト思ヒマスルノハ、中小商工業者
ノ現狀ニ付テマアリマス、農村ノ疲弊困憊
ノ現狀ニ付テハ、ドナタモ十分ニ御承知ニ
ナツテ居リマス、隨テ議會ニ於キマシテモ、
開會以來今日マデ殆ド農村問題ノ論議ヲセ
ラレナイ日ハナイ位デゴザイマス、然ルニ中
小商工業ノ問題ニ對シマシテハ、殆ド誰モ之
ヲ未ダ曾テ述べク者ガナイ(ヒヤー)私
共ノ牛輩中野氏ガ此點ニ觸レタキリ、殆ド
此點ニ付テ其真相ヲ明カニセラレナイト云
フコトハ、私共ハ洵ニ不可解ニ堪ヘナイン
デゴザイマス、中小商工業者中、殊ニ都會
地ニ於ケル中小商工業者ガ、現在非常ナル
困窮ニ陥テ居ルト云フコトハ、是ハ顯著ナ
事實デゴザイマス、或人ハ農村ト都會トノ
負擔ノ權衡ヲ提倡致シマシテ、都會地居住
者ハ農村ノ居住者ニ比シテ負擔ハ著シク輕
イト云フコトヲ高調致シテ居ラル、ノデア
リマス、勿論私モ總括的ノ意味ニ於テマア
リマスルナラバ、農村ノ負擔ノ方ガ都會地
ヨリモ重イト云フコトニ付テハ、之ヲ承認
致ス者デゴザイマス、併ナガラソレハ所謂
都會ト云フ大キナモノト、農村ト云フ大キ

モノノトヲ比較シタダケノ話デアル、其細部ニ立入り、内部ニ立入テ研究サレタ結果ノ比較論デヘナイト私ハ考ヘル、即チ中產フモノハ、殆ド農村ノ負擔ト比較シテ、決シテ譲ル所ナシト私ハ考ヘテ居ル者デアル、勿論此負擔ト申シマスルノハ、唯私ハ形ノ上ニ現ハレマシタル所ノ國稅デアルトカ、或ハ市町村稅ノ如キ形式のモノヲ集メテ負擔ノ均衡ヲ茲ニ論ジテ居ルモノデハナイ、都會地ニ於キマシテハ、先ヅ家賃ノ形ニ於テ轉嫁サレテ來マス所ノ地租、或ハ家屋稅ガアルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、又電車代デアルトカ、自動車代デアルトカ云フヤウナモノハ、是ハ或ル意味ニ於ケル所ノ必要ナル一種ノ交通稅ニナフテ居ルノデアリマス、又毎日使用致シマスル所ノ水ノ如キニサヘモ、水道料ト云フモノヲ拂ハナケレバ、之ヲ使フコトガ出來ナイト云フヤウナ結果カラ考ヘテ見マスルナラバ、都會地居住者ノ中、就中中產階級以下ノ人々ノ負擔ト云フモノハ、必シモ農村ニ劣シテハ居ラヌト言ヘナケレバナラヌノデアリマス、殊ニ私共ガ此處デ注意ラシナノガ、今日全ク缺如ヲ致シテ居ル、此爲ニ中小商工業者ハ輕易ニ自分ノ資金ヲ調達スル所ノ途ヲ持タナイ、已ムヲ得ズ高利ノ日本ヲ借リナケレバナラヌト云フヤウナ境遇ニ

置カレテシマフノデアリマシテ、日歩十錢、デアルトカ、二十錢ハ愚カ、或ハ三十錢、五十錢ト云フガ如キ、非常ナ殺人の此高利ノ爲メ、殆ド營業利益ノ大部分ハ利子ノ爲ニ持テ行カレテ、尙且ツ足ラナイト云フバナラヌノデアル（拍手）加之都會地ノ營業ハ、御承知ノ如ク大資本ノ跳梁跋扈ノ爲ニ、年々歳々其業務ノ範圍ト區域トヲ縮小サレテナルノデアリマス、是ガ爲ニハ遂ニ業ヲ奪ハレ、職ヲ失ヒマシテ、一家一族ヲ舉ゲテ全部失業ノ群ニ入ルト云フヤウナノガ、今日比々皆然リト謂ハナケレバナリマセヌ、大藏大臣ハ「インフレ」景氣ハ必シモ上層階級バカリノ景氣デハナイ、中產階級以下ニ對シテモ浸潤シツ、アルト云フコトヲ明言シテ居ラル、ノデアリマス、又陸海軍大臣ハ、軍需「インフレ」ノ餘澤ヲ受ケル者ハ必シモ大資本家バカリデハナイ、中以下ノ工業者ニモ此恩澤ニ浴セルヤウニ施設ヲ執テ居ルト言ウチ居ラル、デアリマスガ、現在ノ實情ハ必シモ決シテサウデナイ、即チ御言葉ハ結構デアリマスケレドモ、ソレハ中產階級ト云フ中ト云フモノ、眼ノ著ケ所ガ、私共ハ違フト考ヘル、モウ一步下ニ考ヘテ御出デニナタナラバ、寧ロ軍需ノ註文ヲナサルト云フヤウナ者ハ中以上デアル、其中以下ノ者ニ至リマシテハ、此軍需「インフレ」ノ爲ニ、決シテ今日

ナフテ居リマセヌ、而モ是等ノ人口ガ都
會ニ於ケル所ノ人口ノ大部分ヲ占メテ居ル
ト云フコトニ考へ到リマシタ時ニ、都會地
ニ於ケル所ノ中小商工業者ノ境遇ハ、自ラ
歴然タルモノガアルデアラウト考ヘルノ云
ゴザイマス、即私ハ中小商工業者バカリノニ
肩ヲ持ツ者デハナイ、農村ノ問題ニ付テハ
皆サンガ、或ハ大藏大臣モ、其他ノ閣僚
ノ方々モ十分御存ジデアラウカラ、私ハ由
小商工業者ノコトヲ特ニ茲ニ申上ガタノデ
アリマスガ、即チ農民モ中小商工業者モ全
日ノ現狀ハ殆ド同ジ狀態デアル、而モ此農
民及中小商工業者ト云フモノガ、日本國ニ
於ケル所ノ最モ大切ナル國民ノ中堅層ヲ成
シテ居ルト云フコトヲ、私共ハ考ヘナケレ
バナラヌ、此中堅ノ層ニ鱗ガ入り、是ガ崩
壊ヲスルト云フヤウナ現象ガ現ハレルト致
マシタチラバ、是コソ實ニ山々ンキ社會問
題デアリ、國家ノ大問題デアルト言ハナケ
レバナラヌノデゴザイマス（拍手）

於テ明言ヲ致サレタ如ク、此農村或ハ中小
商工業ノ問題ニ付テ深憂ヲシテ居ルト云フ
コトヲ言ヘレタコトハ、洵ニ私ハ當然ノコ
トデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、斯ノ
ゾヤト私ハ言ハザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)果シテ然ラバ、總理大臣竝ニ大藏大
臣ハ、國家ノ大問題ニ對シマシテ、關係國
務大臣ト相圖フテ豫算上ノ收支均衡問題ノ
如キハ姑ク之ヲ措措イテ、其對策ニ付テモ
ウ一段ノ最善ノ方法ヲ講ゼラル、ノ御覺悟
ハナイノデアリマスカ、ドウデスカ、然ル
ニ豫算ノ上ニ現レタル數字ヲ眺メテ見マス
ルト、農村救濟ノ問題ニ付テハ既ニ皆様ガ
御承知ノ通リ、私ガ此處デ敢テ申スマデモ
ナイノデアリマスガ、前年來ノ豫算ニ對シ
テ一大削減ヲ加ヘラレテ居ル、丁度首縊リ
ノ足ヲ引張ルガ如キ豫算ノ組方ヲヤッテ居
ラレルノデアリマス(拍手)又中小商工業者
ニ對スル所ノ對策ト致シマシテハ、商工業
ノ豫算ニ依テ眺メテ見マスルオ、中小商工
業者ノ助成ニ關スル經費ナルモノト致シテ、
豫算ニハ上ヲテ居ルコトハ居リマスガ、其
金額ニ至テハ如何、驚ク勿レ僅ニ四十一万
圓、二十一億圓ノ總豫算ニ比シテ、此中小
商工業者ノ爲ニ使ハル、所ノ商工省ノ御金
ガ僅ニ四十萬圓、九牛ノ一毛モ程ガアル、
斯ノ如キ狀態ニ以テ、中小商工業對策ヲ
確立シ得タリト御考ニナフテ居ルカドウカ
(拍手)斯ノ如キ遣方ハ、獨リ國民ヲ愚弄ス

ルト云アバカリニ止マテヌ、却テ其反動氣

分ヲ助長ズルノ虞ナシトシナイト私ハ考ヘ

ルノデアリマス(拍手)以上述ベタ所ヲ以テ

シマスレバ畢竟昭和九年度豫算ナルモノ

ハ、軍備國防デ費シタ所ノモノヲ内政諸問

題ニ對スル對策ノ拋棄カ、又ハ削減ニ依フ

チ之ヲ補ヒ、歲入出ノ均衡ヲ圖リタル技術

上ノ豫算デアリ、机上ノ豫算デアルト云フ

コトヲ斷言シテ憚ラヌノデアリマス(拍手)

之ニ對シ總理大臣及ビ大藏大臣ハ此必要

性ト、時局ヲモウ一度御考直シテ願フテ、

國債ヲ増額致サレ、以テ此重大時機ニ善處

セントスルノ御覺悟ガナイノデアルカドウ

カ(拍手)

又農村問題ニ付テハ五相會議ノ結果ト致

シマシテ、追加豫算トシテ提案セラレルト

云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、勿論

其財源ハ國債ニ依ラナケレバナラヌコトデ

アルト信ズルモノデアリマスガ、一體ソレ

ハドノ位ノ邊ニ落付イテ居ルノデゴザイマス

カ、此點大藏大臣竝ニ後藤農林大臣ヨリ御

答辯ヲ願ヒタイト思フ者ゴザイマス尙ホ

農村問題ト同様、都會地ノ中小商工業者ニ對

スル對策モ、現在示サレタル豫算額、即チ四十

一万圓ノ如キニ至テハ、是ハ町村役場ノ

豫算位ノモノシカナイ、斯ノ如キ金額ヲ以

テ、其對策方立チ得タトハ、ヨモヤ商工大

臣モ御考ニナテハ居ラレマイ、サウデアル

ナラバ、之ニ對シテモ適當ナル追加豫算等

ヲ以テ、其對策ヲ講ゼラレル所ノ用意ガアルカドウカ、此點モ一つ御伺ヒヲ致シタイ

ト思フノデアリマス
次ニ私ハ稅制整理ノ問題ニ於キマシテ、

是ハ主トシテ高橋大藏大臣ニ御伺ヲ致シタ

イト思フノデアリマス、大藏大臣ハ先程モ

中村三之丞君ノ質問ニ對シテモ左様デアリ

マシタガ、大藏大臣へ度々本議場ニ於キマ

シテ、數次ノ質問應答テ、稅制整理ハ今日

景氣ガ稍好轉セントスル矢先デアルカラ、

コトヲ斷行スルト云フコトハ、丁度經濟界ノ

芽ヲ摘ムヤウナモノデアルカラ、其時機デ

ナイト云フコトヲ繰返シテ御答辯ニナシテ

居ルノデアリマス、併シ私ニハドウモ其意

味ガ諒解出來マセヌ、一體近來ノ租稅制度

ト云フモノハ何ヲ目標トシテ、眼目トシテ

制定ヲシナケレバナラヌカト云フコトニ付

シテ、大藏大臣ハ何カ確乎タル信念ヲ御有チ

ニナシテ居ルデアラウカドウカ、之ヲ私ハ疑

ハザルヲ得ナイ、私ハ此租稅制度ノ問題ヲ

解決スルト云フコトデアルナラバ、一體制

度改廢ノ目標ハ何處ニ置クカ、先づ其目標

ヲ原則的ニ決メテ行カナケレバ、中々其結

論ハ得ラレナイノデハナイカト云フコトヲ

考ヘテ居ル、色々目標ニモ種類ガゴザイマ

セウ、所謂景氣ノ助長ヲ以テ目的トスルカ、

利益増進、助長ヲ目標トシテ制定スペキモ

ノデアルカドウカ、又第一ト致シマシテ

ハ、國家ノ費用ヲ賄フニ足ルベキ金額ノ徵

收ヲ目標トシテ、租稅制度ト云フモノハ決

メルベキモノデアルカドウカ、又其他ノ意

味ニ於テ——其他ノ意味ト云フノハ、私ハ

此處デ社會政策ト云フ意味ヲ含ンデ居ル積

リデゴザイマスガ、其他ノ意味ヲ含メタル

意味ニ於テ、租稅制度ト云フモノハ制定ス

ベキモノデアルカドウカ、私ノ考ヘル所ヲ

以テ致シマスルナラバ、勿論租稅制度ノ根

本義ハ、國費ノ調達ヲ圖ルト云フコトハ、

是ハ申スマデモナイ話デアリマス、併ナガラソ

レト同時ニ其徵收ノ方法ナリ、或ハ賦課ノ

目標等ニ付テ、今日動トモスレバ深刻ナル

目標隔ヲ調節スペキ社會政策のノ使命ヲ、十

シカト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)此

使命ヲ沒却致シマシテ、資本主義ノ擁護ニ

分ニ其目標ノニ織込ンデ行クト云フコト

ガ、近代租稅制度ノ最モ大切ナル部分デハ

ナイカト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)此

使命ヲ沒却致シマシテ、資本主義ノ擁護ニ

シナフテ居ルデアラウカドウカ、之ヲ私ハ疑

ハザルヲ得ナイ、私ハ此租稅制度ノ問題ヲ

解決スルト云フコトデアルナラバ、一體制

度改廢ノ目標ハ何處ニ置クカ、先づ其目標

ヲ原則的ニ決メテ行カナケレバ、中々其結

論ハ得ラレナイノデハナイカト云フコトヲ

考ヘテ居ル、色々目標ニモ種類ガゴザイマ

セウ、所謂景氣ノ助長ヲ以テ目的トスルカ、

利益増進、助長ヲ目標トシテ制定スペキモ

ノデアルカドウカ、又第一ト致シマシテ

ハ、國家ノ費用ヲ賄フニ足ルベキ金額ノ徵

收ヲ目標トシテ、租稅制度ト云フモノハ決

メルベキモノデアルカドウカ、又其他ノ意

味ニ於テ——其他ノ意味ト云フノハ、私ハ

マシテモ、其恩澤ニ浴シテ居ル者ハ、國民ノ極メテ小部分デアル所ノ一部ノ資本家デ

アリマス、其他ノ國民ノ大多數ニ至リマシ

テハ、先程モ申シマシタ通り農民ト言ヒ、

中小商工業者ト言ヒ、或ハ中以下ノ庶民階

級ト言ヒ、非常ニ窮乏困苦ノ狀態ニナシテ

居ルコトハ申スマデテモイ次第デアリマ

ス、而シテ我國ノ軍需「インフレ」、今日ノ

景氣デアル所ノ此「インフレ」景氣ヲ以テ致シ

マシテハ、今日起テ來テ居ル所ノ社會不安、

社會問題トナラントシ居ル所ノ、貧富ノ

懸隔ヲ調節スペキ社會政策のノ使命ヲ、十

シカト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)此

使命ヲ沒却致シマシテ、資本主義ノ擁護ニ

シナフテ居ルデアラウカドウカ、之ヲ私ハ疑

ハザルヲ得ナイ、私ハ此租稅制度ノ問題ヲ

解決スルト云フコトガコトガゴザ

シメラレタコトハ結構デアル、結構デアルケレ

ドテ、中野正剛氏ノ言ヘレタ通り、所謂今日ニ

シメラレタコトハ此被害者ト云フモノガ非常ニ

利益ヲ致スケレドモ、他ノ者ハ儲カラナイ

ト言フ其弊害ハ、此「インフレ」景氣ヲ以テ

シマシテハ、私ヘ到底之ヲ償フコトハ出來ヌ

ト考ヘテ居ル、今日ノ「インフレ」景氣ヲ助長セ

シメラレタコトハ結構デアルケレ

ドテ、中野正剛氏ノ言ヘレタ通り、所謂今日ニ

シメラレタコトハ此被害者ト云フモノガ非常ニ

利益ヲ致スケレドモ、他ノ者ハ儲カラナイ

ト言フ其弊害ハ、此「インフレ」景氣ヲ以テ

シマシテハ、私ヘ到底之ヲ償フコトハ出來ヌ

ト考ヘテ居ル、此非常時利益者ト非常時被害者トハ、此「インフレ」景氣ヲ其儘進メテ

マシテ、其由テ生スル貧富ノ懸隔ヲ最小限
度ニ縮小シテ行カナケレバナラヌト云フコ
トハ誰方モ是ハ異存ハナイ筈アルト私ハ
思フ、此意味ニ於テ私共ハ國民同盟ニ於キ
マシテ、此意味ヲ言ヒ現ハス言葉ヲ、統制
經濟ト云フ名ヲ藉テ居ルノデゴザイマ

然ルニ世ノ中ニハ食ヘズ嫌ヒトデモ申ス
者モ多イト見エマシテ、吾々ノ統制經濟ナ
ル所ノ觀念ヲ、恰モ社會主義者ノソレト同
一ニ見テ、資本主義ヲ否定シ、私有財產制

度ヲ否認セントスルモノデアルカノ如ク曲解ヲ致シ、又ハ曲解ヲ致ス者モナキニシモ非ズデアリマス、併シ斯ノ如キハ所謂其人ノ無智力、然ラザレバ所謂黨派根性カラ出タ所ノ陋劣ナル感情論デアルト思ヒマスカラ、敢テ私ハ茲ニ辯明ハ致シマセヌガ、私共ノ統制經濟主義ト云フモノハ資本主義ヲ認め、又私有財產制度ヲ認メマスルガ、故ニ、其資本主義ヲ放漫ニ運用スルコトニ依ラテ生ズル貧富ノ懸隔ヲ調和センガ爲ニ、國家權力ノ動員ヲ行ハントスルノガ、私共ノ統制經濟ノ原理デアリマス、併ナガラ此處テ私ハ統制經濟ノ講義ハ致シマセヌ、私ガ所謂統制經濟ト此處デ言ヒマスガ、其統制經濟ノ目標ナルモノヘ、此場合ニ於テハ

主トシテ産業統制ノコトヲ申上ゲタノデア
ル、所謂産業ノ公益統制ト云フノガ其意味
デゴザイマスルガ、産業ト公益統制ダケ
デ、然ラバ資本主義ノ弊害ト云フモノヲ十
分ニ矯メ得ルカト申シマスルト、是ハ到底
私ハ完全ニハ出來ナイト云フコトヲ考ヘテ
居ルモノデアリマス、即チ重要産業ノ統制
ハ出來マセウ、或ハ部分的ノ統制ハ出來マ
セウ、電氣或ハ鐵道、交通、織物ト云フヤ
ウナ工合ニ、或ル程度マデノ統制ハ出來マ
セウガ、如何ニ統制力ヲ以テ致シマシテモ、
極ク細部ノ所マデ網ヲ張テ統制ヲ行フト
云フコトハ極メテ困難デアル、是ニ於テ其
資本主義ノ弊害ヲ矯メルベキ所ノ最終的ノ
手段ト致シマシテハ、統制經濟ノ外ニ、所
謂統制經濟ノ觀念ニ立脚シタル所ノ租稅制
度、言葉ヲ換へマスレバ、強度ノ社會政策
ヲ加味シタル所ノ租稅制度ヲ實行スルコト
ガ極メテ緊切デアリ、必要デアルト私ハ感
ズル者デゴザイマス

テハ、相當ノ增收ヲ見込ムコトモ出来マセウ、サウデアフタナラバ小川郷太郎氏ノ御心配ニナフテ居リマシタヤウナ、公債發行ニ關スル、消化力ニ關スル御心配モナクナリマセウ、又歳入歳出ノ均衡モ容易ニ之ヲ保持スルコトガ出來ルヤウニナルノデアリマシテ、社會ノ現狀カラシテモ、社會ノ要求カラ致シマシテモ、亦豫算運用ノ上カラ申シマシテモ、此機會ニ於テ租稅制度ノ改廢ヲ實行セラル、コトガ、最モ絶好ノ機会デアルト考ヘテ居ルノデゴザイマスルガ、大藏大臣ハ是モ尙ホ何時カ分ラナイト云フヤウナ曖昧ナコトヲ申サレルカドウカ、此點ヲ承リタイノデアリマス

僅ニ税金ニ於テ一割増トシテ計算シテアル、
是ハ甚シク片手落ノ計算ノ仕方デヘナカラ
ウカト私ハ思フ、營業収益税、即チ法人ノ營業
収益税及ビ個人ノ營業収益税ニ付テモ、同
ジ比率ヲ以テ歳入ノ見積ヲヤッテアルノデ
アリマスガ、法人ガ三割モ増ヌノデアルナ
ラバ、個人ノ營業収益税乃至第三種所得稅
ニ付テモ、相當ノ増加歩合ヲ見込ムノガ至
當テハナイカト云フコトヲ考ヘテ居リマ
ス、即チ此點カラ致シマシテ、所得ニ於テ
個人ノ方ガ一時二割増スト致シマスト、其
稅額ハ累進的ニナリマスル結果、個人ノ所
得稅ハ恐ラク二割内外ノ増徴トナルガ自然
デアリマセウ、營業収益税モ亦サウデアリ
マス、又酒造稅以下ノ消費稅ニ付キマシテ
マスガ、一體法人所得稅ヲ以テ景氣ノ「バ
ロメータ」ト致サレマシテ、三割ノ増加
ヲ見込ムニ拘ラズ、此消費稅ニ付テハ僅ニ
五分シカ増サヌト云フコトハ、是亦不均衡
ノ甚シイモノデアルト言ヘナケレバナラヌ
ノデアリマス、若シ茲ニ酒會社ガアツト
致シマシテ、酒會社ノ所得稅ハ三割増スガ、
酒ノ消費稅ハ五分シカ増サヌト云フコト
ガアリマセウカ、麥酒會社ニ付テモ其通り、

是ハ一例デアル、斯ウ云フヤウニ頗ル其見積ガ少イ、過少ニ過ギルノデハナイカト云フコトヲ申上ゲザルヲ得ナイ、私ガ之ヲ適當ニ計算シテ見マスト、租稅收入ニ於キマシテ五千万圓内外ノ歲入見積過少ガアルト云フコトニナルノデアリマス、其他金額ハ少イノデゴザイマスガ、日本銀行ノ納付金ニ於キマシテ、前年ニ對シテ二百餘萬圓ノ減少ヲ見テ居ルノデアリマス、國民ノ總テノ階級ニ於テ稅金ハ增加シ、總テノ官業收入モ增加シテ居ル今日ニ於キマシテ、獨リ日本銀行ノ納付金ヲ二百萬圓減ラスト云フコトハ何事デアルカ、勿論公債ノ賣却益ガ減タトカ、色々ナ理窟モアリマセウ、併ナガラ日本銀行ノ計算ノ内容ト云フモノハ、ソソナニ毎年フラーネシテ、利益ガ出タリ出ナカタリスルヤウニハナフテ居ラヌ苦デアル、隨テ若シ之ニ對シテ二百万圓ノ減トシテ大藏省ガ査定ヲ致シマスルナラバ、必ズヤ之ニ從フヤウニ日本銀行ハ決算ヲ持テ來マセウ、サウスレバ今年二百万圓ノ免稅ヲ日本銀行ニヤフテヤルゾト云フコトヲ、豫算ニナル、此點ハ金額ハ小デアリマスガ、事柄ガドウモ私共トシテハ贊成致シ兼スル、尙ホ商工大臣ニ御尋致シマスケレドモ、所

謂製鐵所ノ合同ニ依ル清算殘餘金ト云フモノガ、其繰入金ハ七百万圓計上シテアルヤウデアリマス、併シ今日マデ蓄積セラレテ居ル所ノアノ製鐵所ノ殘餘金ガ七百万圓ダト云フコトハ、如何ニモ私共ニハ受取リニクイ、斯ノ如キ問題モ、日本銀行ノ問題ト同様デス、相手ガ大資本家デアリ、大資本閥デアル、斯ウ云フモノニ對シテ過少ナル見積ヲシテ居ラル、ト云フガ如キコトハ、國民ノ思想上ニ及ボス所ノ影響モ相當デナドウカ此點ハハキリト御答ヲ願ヒタイトクチヤナラヌト考ヘルノデアリマスカラ、思フノデアリマス

過ヲ豫想セラル、ト云フコトニナフテ居ルノデアリマシテ、隨テ八年度ノ既定公債發行額モ一億万圓見當ノ發行ハ、其必要ガナシテシマス、先づ最初ハ刻下ノ急務ニ應ズルマス、是モ既定ノ分ガアルノデアリマス、ト云フモノ、是デ農村ノコトヤ中小商工業者ノ御考ヲ御伺致シタイト思フノデアリマス(拍手)、疑ハナイノデアリマス(拍手)之ニ對シマステモ大藏大臣ノ御考竝ニ農林大臣、商工大臣ノ御考ヲ御伺致シタイト思フノデアリマス(拍手)

〔國務大臣高橋是清君登壇〕
○國務大臣(高橋是清君) 中村君ニ御答ヲ致シマス、先づ最初ハ刻下ノ急務ニ應ズルマス、是モ既定ノ分ガアルノデアリマス、八百四十六万圓ト云フ既定ノ分ガアル、今年ニ至テ之ニ新規ニ増加シタノガ二百九十五万圓アルノデアリマス、全ク顧ミヌト云フ譯デハナイ、ソレドヽ矢張調査ヲシテ、必要已ムヲ得ザルモノガアルガ爲ニ、新規ノモノモ捨置カレナイモノハ、豫算ニ出シタ譯デアリマス、ソレデ農林省ノ方ノコトハ今頻リニ事務ノ方デ五ニ調べテ居リマ

ス、ドウシテモ捨置キ難イ、捨テ、置イテ
ハイカヌト云フ、已ムヲ得ナイモノハ、追
加豫算ヲ出スト云フコトニナフテ居リマス、
併シマダ其金額幾何ト云フコトハ定マフテ
居リマセヌ、今研究取調中デアリマス

ソレカラ第三ニハ租稅ノ制度、之ヲ整理スルニ付テ其目標ハドウダ、其目標ハ詰リ
社會政策ト近來謂フ所ノ其モノモ加味シテ

隔ヲナクシナケレバナラヌト云フ論モアル
ケレドモ、是ハ實際無理ナ話デアル、併シ
貧富ノ懸隔ノコトニ付テモ、十分ニ思ヲ凝
サネバナラヌ、然ルニ大藏大臣ハ資本主義
ノ擁護ニ傾イテ居ルト云フヤウナ御疑ガアル
ル、何レ是ハ租稅ノ制度ノ改正ヲスルニ當
リマシテハ、私ノ目標トシテ居ル所ハ負擔ノ均
衡ヲ重ンジテ制度ヲ設ケル以上ハ、資本主
義ダトカ、或ハ社會主義ダトカ云フヤウナ
ユトハナクナルノデアル(拍手)豫テ申ス通
リ是モ餘程古イ話デスガ、私ハ一體富ト云
金デアルノデモナイ、銀ニアルノデモナイ、
米バカリニアルノデモナイ、ト云フノハ或ル
場合ニハ金モ銀モ米モ役ニ立タヌ場合ガア
レ、國ノ富ト云フモノハ、ドウシテモ國民

モノハナイノデアル、勞務ニアル、勞務程尊イ
ユル所ノモノト、勞務ニ酬ユル所ノモノト
其均衡ガ失ハレタカラ、茲ニ初メテ勞資ノ
争ガ起フテ來タノデス、元來勞資ト云フモ
ノ、間ニ於テヘ、對峙シテ喧嘩フベキモノ
デハナイ、如何ニ人間ノ勞務ガ尊イト申シ
テモ、蓄積シタ所ノ資本ナクシテ、ドウシ

稅ハ、其見積方ガ違テ居ル、消費稅ノ見積
トノ間ニ差ガアルトカ、日銀ノ納付金モ見
積ガ少イトカ、色々御批判ガアリマシタガ、
是等ハ皆技術的ニ此見積ヲ爲シタルモノデ
アリマシテ、是ハ詳細ノコトハ委員會ニ於
テ、其技術的ノ説明ヲ事務的ニ申上ゲタ方
ガ宜カラウト思ヒマスカラ、此處デハ此上
ハ申シマセヌ(拍手)

工階級者ニ徹底致スコトガ出來ルヤウニ相
成リマスレバ、自然是等ノ關係業者モ潤ヲ
受クルコトニ相成リマスルガ故ニ、特ニ此
點ニ向テ今後共努力ヲ致ス考デゴザイマ
ス、尙ホ製鐵所カラ來年度ノ歲入豫算ニ對
シテ七百万圓ヲ提供致シマシタコトニ付テ
ノ御尋ガゴザイマシタガ、是ハ此度日本製
鐵株式會社ノ創立ニ際シマシテ、製鐵所力

才へナクレハナラヌト又一方ニノ貧富ノ懸隔ヲナグシナケレバナラヌト云フ論モアルケレドモ、是ハ實際無理ナ話デアル、併シ貧富ノ懸隔ノコトニ付テモ、十分ニ思ヲ凝サネバナラヌ、然ルニ大藏大臣ハ資本主義

ル、何れ是ハ租税ノ制度ノ改正ヲスルニ當リマシテハ、私ノ目標トシテ居ル所ハ負擔ノ均衡ヲ重ンジテ制度ヲ設ケル以上ハ、資本主義ダトカ、或ハ社會主義ダトカ云フヤウナコトハナクナルノデアル（拍手）豫テ申ス通り是モ餘程古イ話デスガ、私ハ一體富ト云フモノハ何ニアルノカト考ヘテ見タ、富ハ金デアルノデモナイ、銀ニアルノデモナイ、米バカリニアルノデモナイ、ト云フノハ或ル場合ニハ金モ銀モ米モ役ニ立タヌ場合ガアレ、國ノ富ト云フモノハ、下ウニテモ國民

ラト言フテ、人間ノ勞務ガナクテドウシテ富ガ役ニ立ツカ、無イモ同ジコトデアル、サウスルト此資本ト勞務ト云フモノハ、車ノ兩輪ノ如キモノデアフテ、互ニ喧嘩スペキモノデヤナイ、此鬭爭ノ起フタ原因ハ何力ト申スト、只今申シタ通り資本ニ對スル報酬ガ厚クシテ、人間ノ勞務ニ對スル報酬ガ薄カツタカラ、茲ニ初メテ鬭争ガ起フテ來タノデアル、之ヲは認シテ、何時マデモ對峙シテ喧嘩サセテ行クト云フノガ、所謂惡イ意味ノ社會黨ノ目的デアル（拍手）サウ云フコトハ我國トシテハ採ラヌノデアル、ソレ故ニ稅制ノ改正ヲスル、租稅ノ制度ヲ改メルト云フ時ニ於テ、何ヲ目標トスルカト云ヘバ、負擔ノ均衡、是ヨリ外ニナイノデア

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 中村君力
ラ中小商工業者ノ状況ニ關シテノ御質問ガ
ゴザイマシタガ、私方屢々當議場デ申上
ゲテ居リマスル通り、單ナル商工省ノ豫算ヲ
以テ致シマシテ、中小商工業者ノ救濟ヲ徹
底致シマスルコトハ、到底出來ナイノデゴ
ザイマス、御案内ノ通り幸ニ、昨年度ヨリ
豫算ノ關係上、軍需工業ニ投ゼラレマスル
所ノ金額ガ莫大デアリマスルガ故ニ、此軍需
工業ニ投下セラレマスル政府ノ資本ヲ、出
來得ル限り中小商工階級ニ浸透セシメンガ
爲ニ、私共ハ昨今殊ニ陸海軍當局ト協議ヲ
致シマシテ、軍需品ノ註文ヲ直接ニ都會ノ
業者ニ發セシムルヤウニ努力ヲ致シテ
居リマス、斯ノ如クニシテ、政府ノ支
中小商工業者、更ニ進ンデハ家内工

此際歲入豫算中ニ繰入レマシタニ過ギマセ
ヌノデアリマシテ、大藏當局者トノ協議ノ
結果ニ依フタノデゴザイマス、是ダケ御答致
シマス

〔中村繼男君登壇〕

○中村繼男君　只今大藏大臣カラ、農村ノ
問題ニ對シテノ豫算ガ少イノデヘナイカト
云フ私ノ質問ニ對シマシテ、御答辯ニナッタノデ
アリマスガ、ソレハ私ノ質問ト少シ的外レノ
御答辯ガアツタヤウデゴザイマス、大藏大臣
ハ地方費ガアツカカラ相當是ニ賑カニナルト
カ、開墾助成金ガ六百万圓バカリアルトカ、用
農村ノ窮状ト云フモノハ、私が此處デ申上
ゲル必要ガナイ、此狀態ニ對シテコソ五相

第四二、第一種ノ所得稅卜第三種ノ所得

陪ルノデハナイカト云フヤウナ噂マデ生ンダ所ノ、是ハ大問題アリマス、此問題ニ對シテ、現在ノ豫算額ダケデハ不十分デアル、追加豫算デ幾ラ出スカ分ラヌガ、何トカシヨウト云フヤウナ御心持ノヤウデアリマス、斯ノ如キ大問題ヲ決スル爲ニハ、私ハ今日只今マデマダ其金額ガ分ラサイト云フヤウナコトデハ、是ハ非常ニ熱心ヲ缺ク、誠意ヲ缺クモノデナイカト云フコトヲ言ハザルヲ得ナイ、サウシテ其金額モ亦今日マデ決テ居ラヌ、斯ノ如キコトハ、内閣ノ國務大臣ノ各位モ、私ハ此問題ニ對スル所ノ熱意ガ頗ル缺ケテ居ルノハナイカト云フコトヲ言ハザルヲ得ナイノデアリマス、恐クハモウ既ニ私ハ内部ニ於テハ御決マリニナフテ居ルコトダウ思ヒマスカラ、其金額ヲ御示シ願ヒタ、私ハ五百万圓ト云フ話モ聞イテ居リマス、恐ラクソソナコトデナカラウト思ヒマスガ、其程度ニ付テモウ一一遍私共ノ安心ノ行クヤウニ御明示ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ租稅問題ニ付テ大藏大臣ハ私ノ質問ニ對シマシテ御明示ヲ與ト云フコトガ租稅制度ノ使命デナクテハナヘラレマシタ、即チ負擔ノ公正ヲ主トスル云々、是ハ固ヨリ其通リデアリマス、私モ同感デス、サウデアルナラバ現今ノ狀況ニ

照シマシテ、何故ニ今日租稅制度ノ改廢ヲスルト云フコトガ尙早ダト云フ議論ガ起テ來ルカ、今日中小商工業者竝ニ農民、農民ト都會、資本家トサウデナイ者、其負擔ノ均衡ガ素レテ居ルト云フコト、是ハ大藏大臣モ御承知ノ筈デナケレバナラヌ、今日素レテ居ルガ爲ニコソ、因ツテ生ジテ居ル今ノ農村問題アリ、或ハ社會問題ガ起キテ來テ居ル、サウデアルナラバ此時ニ當ツテ一日モ早ク租稅制度ノ改廢ヲ行ハレルトカ、負擔ノ均衡ヲ圖ルトカ云フ、大藏大臣ノ御言質ニ全ク合致スルノデハナイカト私ハ考ヘル、ソレヲ昨日ハ商工業ノ芽ガ漸ク出掛けタバカリノ時デアルカラ、其芽ヲ摘ムコトハ宜シクナイ、時機ニ非ズト言フ、今日ハ負擔ノ均衡ヲ圖ルノガ主ダト云フ、何方ガ本當デスカ、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトハ、洵ニ私ハ大藏大臣ト心持ヲ同ジクスル者デアリマス、サウデアルナラバ所謂増稅——私ハ敢テ増稅トハ申シマセヌガ、稅制整理斷行論、是デ行クノ時局ヲ救フ最モ捷徑デアルト私ハ考ヘテ居ル、サウデアルナラバ何故此點ヲ實行ナサル御決心方付カナイノデアルカ、之ヲモウ一一遍御伺ラヌ、是ハ固ヨリ其通リデアリマス、私モ

ソレカラ中小商工業者ニ對スル問題デゴザイマスガ、商工大臣ハ自分ノ力ヲ以テシテハ中小商工業者ノ救濟ハ覺束ナイト云フヤウナコトヲ言ハレル、是ハ國務大臣トシテ私ハ呆レタ御言葉デナイカト思フ、少クトモ中小商工業ノ責任者トナフテ而モ、國務大臣トナフテ居ラレル方ガ、困ルナラバ勝手ニ困レ、俺ノ知ツタ所デナイ、斯フ云フコトニシテ仰シヤルコトガ軍需「インフレ」ニ賴ツテ居ル、所謂陸軍省ガ其「インフレ」景氣ヲ作ニ殘念ナコトヲ聽イタモノダト思フ、サウシテ吳レル、其「インフレ」ノ中ニ挾ツテ居ル、寄生蟲ミタイナ恰好ニナフテ居ル、是デハ私ハ中小商工業者ガ商工大臣ニ御縋リ申シテ居ツテモ、失望スル筈デアルト言ハザルヲ得ナ居、モウ一遍是ハ御考ヘニナツテ戴キタイ、勿論軍需「インフレ」景氣ト共ニ、中小商工業者ヲ救濟シテ行ク方法ハ幾ラモアリマセウ、私ノ素人ノ常識、考カラ致シマシテモ、其金ガ七百万圓ドコロデアラウトハ考ヘラレナイ、此意味ニ於ケル疑惑ヲ解イテ戴キタイ、今日マデ續イテ來テ居ルアノ製鐵所ガ、七百万圓シカ國家ニヤラヌ、アトノ殘ハ皆合同會社ニ持ツテ行ク、サウスルト何ダカ國家ガエライ寄附金ヲ附ケテ合同會社ヲ作ツテヤルヤウナ心持モシナイデハナイ(拍手)斯ウ云フ點ニ付キマシテハ、所謂思想問題トモ絡ム問題デゴザイマスカラ、ドウカモウ少シ親切ニ

アル、併ナガラ私ノ申シマスルノハ必シモス(拍手)

(國務大臣高橋是清君登壇)

○國務大臣(高橋是清君) 重ねて御答致シ
マスガ、税制ノ改正ノコトニ付テ、私ガ時
機デナイト云フコトヲ昨年カラ申シテ居
ル、昨年モ矢張丁度今財界ガ段々恢復シ
テ芽ノ出ル所デアルカラ、今負擔ヲ重クシ

テ、折角芽ノ出ルモノヲ摘ムヤウナコトハ
シタクナイト云フコトハ、例ニ申シタニ違
ヒナイ、併シ今年ニ至テハ、モウ少し突込

ンデ私ノ考ヘテ居ルコトヲ言ウタ、政治ト
云フモノハ言語デナイト云フコトヲ古人モ

言フテ居ル、實行如何ヲ顧ミルト云フコトハ
大切デアル、行爲ヲ先ニシナケレバナラヌ、
已ムラ得ヌカラ言語ニ出ルノデアフテ、言語

ニ發スル前ニ先づ行爲ト云フモノガ現レナ
ケレバナラヌ、言語方先ニ立フテ行爲ガ後ニ
ナルカラ、色々苦情ガ起ル(拍手)丁度芽ノ
出テ來タ所ダト云フコトハ、矢張時機デナ
ナイ

ソレカラ只今申シタ改正ノ目標ヲ何處ニ
置クカト言ハレ、バ負擔ノ均衡ニ置ク、是
ハ改正ノ目的トシテ、私ガ目標ヲ初テ言フ
ンデセウ、是ハドウシタテソコニ來ナケレ
バナラヌ、ソレナラバ負擔ノ均衡ガ必要ト

感ズレバ、何故今日不權衡ニナフテ居ルモノ

ヲ直グ改メナイカト仰シヤル、是亦時機ニ
非ズ(笑聲、拍手)時機ガ來テ改正スル時ニ

ヘ、何ヲ目標ニシテ改正スルカ、負擔ノ公
平ヲ目標トシテ改正スル、斯ウ申スノデア
リマス

(國務大臣男爵中島久萬吉君登壇)

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 私ガ言葉

ノ言ヒ足リナイ關係カラ、再度ノ御尋ヲ蒙
リマシテ、洵ニ恐縮デゴザイマスガ、私ガ

豫算ニ付テ申上ダマシタ意味ハ、政府全體
ノ關係ニ於テ、商工業者ヲ救フベキモノガ

大ニアル、即チ政府ノ事業費ガ出來得ル限り
中商工業者ノ懷ニ入ルヤウニ致シタイ、
即チ差當リ軍需工業ナドニ於キマシテ、其

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ニ七百万圓ヲ繰入レシマタコトニ付テノ再度ノ

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

トナフテ新會社ニ投ゼラレタノデアリマシ

テ、ソレガ悉ク只デ新會社ニ渡シタト云フ
カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ
レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ
ヌ、然ルニ所謂利益ガ上、テ來タカラ、景氣

ガ少シ出テ來タカラ、隨テ今之ヲヤルノハ
ザイマス

ソレカラ製鐵所ノ特別會計カラ歲入豫算

ノ均衡ヲ構ハナイデ、所謂資本家ノ利益擁

護ニ走ル議論デアルト思フ、是ハ大藏大臣

ハ玉手箱ノ玉ノヤウニ、片方宛ニ見テ居ラ

レルケレドモ、信念ハニツデアル、デアル

カラドウシテモ時機デナイト云フコトハ時

理由ニハナラナイノデアリマスカラ、大
藏省ノ都合ニ依リマシテ、從來製鐵所ノ特別

會計中ニゴザイマシタ流動資產中ノ七百万

圓ヲ、現金ヲ以テ一般會計ニ繰入レ、殘餘

ハ株式トシテ新會社ニ投ズル、斯ウ云フ關
係ニ相成タノデゴザイマス

○中村繼男君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○中村繼男君 高橋大藏大臣ハ此稅法改正

ノ時機ニ付キマシテ、今ハ結局其時機デハ

ナ、併シ趣旨ハ負擔ノ均衡ニ置クベキモ

ノデアルト云フコトヲ言ハレマシタ、私

ハ是ハ兩立シナイ議論デアルト思フ、今日ヨ

ノ時局ト云フモノヲ本當ニ透視シテ、直

視ヲシテ見ルナラバ、負擔ノ不公平今日ヨ

リ甚シキハナイト言ハザルヲ得ナイト私ハ

考ヘル、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトデア
ルナラバ、是ハ即時斷行論デナケレバナラ

簡單ニ總理大臣、陸軍大臣、拓務大臣、商工大臣ニ對シテ御尋申上ガタイト存ズルノ
デアリマス

第一ニ總理大臣ニ對シテ御尋申上ダマス
ルノハ——總理大臣ハ居リマセヌカラ、私
ノ速記ヲ讀ミマシテ、適當ノ機會ニ此壇上
カラ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、第一ニ
總理大臣ニ御尋致シマス點ハ、今滿洲國ニ於
ケル内外ノ實情ヲ考察致シマスルト、軍事
工作ノミヲ行フベキ時代デハナクナッテ、經
濟工作竝ニ政治工作ヲ盛ニ行ハナケレバナ
ラヌ時代ト相成テ居ルト存ズルノデアリ
マスルガ、而モ我國ノ政府ハ滿洲ニ對スル
政治工作竝ニ經濟工作ノ上ニ於テ、見ルベ
キ仕事ヲ殆ド一ツ莫致シテ居ラナイノデア
ルガ、是ハ一體ドウ云フ譯デアルカト云フ
御尋ヲ致スノデアリマス、何故ニ斯様ナ御
尋ヲ致スカト申シマスレバ、私滿洲國ガ出
來マシテカラ後モ、數回彼地ニ參リマシテ、
可ナリ詳シク各方面ノ調査ヲ致シタ積リデ
アリマスルガ、一度ハ一度ヨリ滿洲國ノ形
態ガ整ヒ、滿洲國ノ治安ガ段々維持サレテ
參リ、我國多年ノ希望デアリマシク所ノ、
國家ノ生命線ガ確保セラレテ行キマスコト、
茲ニ日滿兩國民共存共榮ノ途ガ開ケテ參リ

マスルコトハ、洵ニ慶賀ニ堪ヘナイノデア
リ、マスルケレドモ、而モ此間ニ於テ洵ニ遺
憾ニ堪ヘマセヌノハ、最早經濟工作ガ盛ニ
行ハルベキ時機トナリ、政治工作ガ盛ニ行
ルベキ時トナツ居ルノニ拘ラズ、何レノ地
點ニ於テモ、殆ド是方日本政府ノ政治工作デ
アリ、經濟工作デアリ、之ニ依テ日滿兩國民ノ
共存共榮ノ途ガ實現セラル、モノデアルト
云フノヲ、見ルコトガ出來ナイノヲ、甚ダ
遺憾トル者デアリマス（拍手）此故ニ總理
大臣ハ、我國ノ政府ハ滿洲國ニ對シテ斯様
ナ經濟政策ヲ行フモノデアル、又行ハント
スル抱負經綸ヲ持テ居ルモノデアル、又
滿洲國ノ政治工作ニ對シテモ、斯様ナ計畫
ヲ持テ居リ、斯様ナ抱負ヲ持テ居ルト云
フコトヲ、此演壇ノ上ニ於テ明ニ御説明ヲ
願ヒタノデアリマス、滿洲國ノ出現ニ對
シテ非常ニ喜ンデ居リマシタ國民ノ一部ニ
ハ、滿洲國ノ治安ガ維持セラレ、滿洲國ノ
形態ガ整備シ、將ニ溥儀氏ガ皇帝ノ位ニモ
登ラントスル迄ニナツカレドモ、日本國
民ハ之ニ依フテ寸毫ノ利益ヲ得ルコトガ出
來ナイデハナイカト云フノデ、非常ノ期待
ヲ持テ居タノガ、却テ失望ニ陥ラントス
ルヤウナ者モアルノデアリマスルカラ、
政府ハ國民ニ對シテ左様ノ事ノナイヤウ

ニ、十分ノ希望ヲ持タシムルダケノ御説明
ガアツテ然ルベシト存ズルノデアリマス(拍
手)
次ニ陸軍大臣ニ御伺致サント欲スル所
ハ、滿洲國ニ於ケル皇軍ノ威信ハ、飽マデ
之ヲ維持スルコトニ努メナケレバナラナイ
ト存ズルノデアリマス、何故ニ斯ク申ス
カト申シマスレバ、滿洲國ニ居ル滿洲國民
ノ中ニモ、亦滿洲國ニ多數居リマスル露西
亞人、或ハ其他ノ外國人人ノ中ニモ、滿洲國
ガ尙ホ幾年カノ後ニ、多少ノ變リガアルノ
デハナイカト云フ疑惑ヲ持テ居ル者モア
リ、更ニ又列國ハ日本ハ滿洲國ニ對シテ如
何ナル熱心ヲ持テ居ルノカ、日本ノ軍部
ハ滿洲國ニ對シテ如何ナル決意ヲ持テ居
ルノデアルカト云フコトヲ知ラント欲シテ
居ル者モ、無キニシモアラズト存ズルノデア
リマス、滿洲ニ於ケル皇軍ノ一擧手一投足
ハ、直チニ滿洲國ノ興廢、竝ニ世界ガ日本
ノ決意ニ對スル所ノ大ナル注目トナフテ居
ルノデアリマス、然ルニ軍部ニ於キマシテ
ハ、滿鐵ガ滿洲事變以前ハ其經營ヲ誤、タ
レテ、殆ド瀕死ノ状態ニアツト云フヤウ
ナモノガ、滿洲事變ノ御蔭デ澤山ノ利益ガ
舉ゲラレルヤウニナツタ、而モ再ビ滿洲事

滿鐵ノ社員ニアラズンバ人ニ非ズト云々タ
ヤウナ、我ガ忠誠ナル軍人ノ如キハ殆ド彼
等ノ番犬ノ如ク扱ハレテ、吾々ガ満洲ヲ旅
行シテ悲憤慷慨ノ涙ヲ流サセラレタ、アノ狀
態ト同ジヤウニシヨウト考ヘテ居ル一部ノ
資本家モアルノデアリマス、之ニ對シテ軍
部ガ斷然トシテ、最モ合法的ナ統制經濟ノ
理論ヲ應用シ、滿鐵ニ向テ一大改組案ヲ
行ハント致シマシタコトハ、國民ノ最モ歡
迎シタ所デアルノニ拘ラズ、何故カ躊躇迄
巡シテ、其計畫ヲ未ダニ實現セシメナイト
云フニ至リマシテハ、皇軍自ラ悔ルモノデ
アッテ、斯様ナコトデハ皇軍ノ威信ト云フモ
ノガ、本當ニ中外ニ行ハレナクナルノデハ
ナイカト存ズルノデアリマスルガ、陸軍大
臣ヘ如何ニ御考ヘニ相成リマスルカ、御伺
申シタイノデアリマス、又軍部ノ一部ノ少
壯ノ軍人、或ハ郷軍等ガ、時ニ軌道ヲ逸シ
タ言論ヲ爲シマスルト云フコトガ一ツノ導
火線トナツテ、日本國民ノ一部ニハ其非ヲ
蔽ハシング爲ニ、故意ニ軍部ニ對シテ非難ノ
ノデアリマスルカラ、此意味ニ於テモ陸軍
ハ大ニ慎重ナル態度ヲ執フテ、飽マデ皇軍
ノ威信ヲ中外ニ維持センコトヲ希望スルモ

ノニアリマスガ、陸軍大臣ハ如何ニ御考ヘ

ニナリマスルカ、御同申シタイノニアリマス

次ニ拓務大臣竝ニ商工大臣ニ御同申シタ

イノハ、滿洲國ニ於テ日滿共存共榮ノ實ヲ

舉ゲント致シマスルニハ、滿洲國ニ於テ我

國ガ大ニ經濟工作ヲ行フヨリ外途ガナイト

存ズルノニアリマスルガ、ソレニハ最モ完

全ナル日滿經濟協約ヲ結ブ必要ガアルト存

ズルノニアリマス、今滿洲國ハ既ニ形態ヲ

完備シ、將ニ博儀氏ガ皇帝ニモ即カントス

ルマデニ發達シタノニ拘ラズ、我國ノ政府

ハ、滿洲ニ於テ、商人ガ滿洲ニ行ツテ商業

ヲ始メントスルニモ、其商業ノ權益ヲ擁護

スル所ノ協約モナク、滿洲ニ於テ工場ヲ起

サントスルニ對シテモ、工場ヲ擁護スル所

ノ何等ノ協約モナシ、或ハ鑛山事業ヲ行ハ

ントシテモ、ソレニ對スル協約モナク、

土地ヲ所有シ、土地ヲ開發セント致シマシ

テモ、之ニ對スル何等ノ協約モ出來テ居ラ

ナイト云フノデ、是方爲ニ日本ノ資本ガ滿

洲ニ入ラズ、本當ニ日本人ガ滿洲ニ於テ經

濟工作ヲスルコトガ出來ナイノデアル、然

ルニ或ハ佛蘭西、或ハ英吉利、或ハ露西亞

等ノ資本家、若クハ支那ノ資本家ガ却テ歐

羅巴人ノ名ヲ藉リテ事業ヲ興サントスル者

ガ既ニ相當出テ來タノニ、我ガ日本國民ハ

指ヲ仰ヘテ見テ居ラナケレバナラナイト云

フ状態ニ相成テ居ルノニアザイマスガ、一

體拓務省ナリ、商工省ナリハ何ヲシテオヰ

デニナリマスルノカ、此國民ノ熱烈ナル要

望ニ對シテ、何事モ爲サラナイノハ如何ナ

ル事情デアルカ、御同申シタイノニアリマ

ス(「ヒヤー」)〔拍手〕

〔國務大臣林銑十郎君登壇〕

○國務大臣(林銑十郎君) 栗原君ノ只今ノ

御尋ノ中デ、軍部ニ關係ノアル所ヲ御答致

シマス

第一、滿洲ノ狀態ハ今日經濟發展ノ方ニ

向フベキ時機デハナイカト云フ御質問デア

リマスガ、關東軍司令官ハ、只今三位一體

ノ立場カラ著々經濟發展ノ方ノ研究ラン、

實行ヲサセテ居ル次第アリマス、今後益々

其方面ニ進ンデ行クコト、信ジテ居リマス

第二ノ滿鐵改組案ノコトニ付キマシテ

ハ、昨日モ御答ヲ致シタ通リニ、目下滿洲

ニ於ケル現地ノ狀況ヲ斟酌シマシテ、適當

ナ法案ヲ立テルベク研究中デゴザイマシ

テ、只今マダ之ヲ發表スル機會ニハ達シテ

居リマセヌ

第三ニ御話ニナリマシタ陸軍ノ威信ヲ保

持テ、是モ昨日明瞭

ニ今日及將來ニ於ケル陸軍ノ立場ヲ申上ゲ

テアリマスルノデ、蓋キテ居ルト考ヘマス、

指ヲ仰ヘテ見テ居ラナケレバナラナイト云

フ状態ニ相成テ居ルノニアザイマスガ、一

體拓務省ナリ、商工省ナリハ何ヲシテオヰ

デニナリマスルノカ、此國民ノ熱烈ナル要

望ニ對シテ、何事モ爲サラナイノハ如何ナ

ル事情デアルカ、御同申シタイノニアリマ

ス(「ヒヤー」)〔拍手〕

〔國務大臣男爵中島久萬吉君登壇〕

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 日滿經濟

上ノ關係ニ於ケル只今ノ栗原君ノ御質問

ハ、實ニ御尤ト思ヒマス、私モ此點ニ於テ

ハ自然滿洲ニ於ケル事態ノ推移ニ照シマシ

テ、計畫ヲ樹テ、其實際ノ施設ニ著手スベ

キモノト思ヒマスガ、ソレガ爲ニ日滿兩國

ノ間ニドウ云フ機構ヲ設クルコトガ必要デハ

アルヤ否ヤハ、此際必シモ斷言ノ限リデハ

アリマセヌケレドモ、兎ニ角日滿經濟ノ統

制ニ關シマシテ、今一步ノ進ンダ施設ヲ必

要ト致シマスルコトハ、勿論ノコトデゴザ

イマス、此度滿洲ガ帝國ト相成リマシテ、

ノ立場カラ著々經濟發展ノ方ノ研究ラン、

實行ヲサセテ居ル次第アリマス、今後益々

其方面ニ進ンデ行クコト、信ジテ居リマス

第二ノ滿鐵改組案ノコトニ付キマシテ

ハ、昨日モ御答ヲ致シタ通リニ、目下滿洲

ニ於ケル現地ノ狀況ヲ斟酌シマシテ、適當

ナ法案ヲ立テルベク研究中デゴザイマシ

テ、只今マダ之ヲ發表スル機會ニハ達シテ

居リマセヌ

第三ニ御話ニナリマシタ陸軍ノ威信ヲ保

持テ、是モ昨日明瞭

○議長(秋田清君) 質疑ハ終リマシタ――

日程第一乃至第四ノ議案

ヲ一括シ、議長指名二十七名ノ委員ニ付託

キ委員ノ選舉ニ付テ御詣致シマス

○青木雷三郎君 日程第一乃至第四ノ議案

ヲ一括シ、議長指名二十七名ノ委員ニ付託

キ委員ノ選舉ニ付テ御詣致シマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議

セラレントコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第

五、會計檢查院法中改正法律案ノ第一讀會

ヲ開キマス――政府委員法制局長官黒崎定

三君

第五 會計檢查院法中改正法律案(政

府提出)

會計檢查院法中改正法律案

會計檢查院法中左ノ通改正ス

第一條中「副檢查官專任二十員」ノ下ニ

「理事實官專任四員」ヲ加フ

第三條中「及副檢查官」ヲ「副檢查官及理

事實官」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員黑崎定三君登壇)

○政府委員(黑崎定三君) 只今上程ニ相成

官報號外 昭和九年一月二十八日 衆議院議事速記錄第七號 會計檢查院法中改正法律案 第一讀會

リマンタ會計検査院法中改正法律案ノ提案
理由ヲ申上ダマス

報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散
午後三時十七分散會

御承知ノ通り現在ノ會計検査院ニ於キマ
スル検査ニ關スル事務竝ニ庶務ヲ處理致シ
マスルガ爲ニハ、同院ノ院長、部長、検査

官ヲ始メ、ソレ以下ソレム所要ノ職員ヲ
配置致シテ居ルノデゴザリマスルガ、尙ホ
現在ヨリモ一層同院ノ検査事務竝ニ庶務ノ
進捗ヲ圖リ、能率増進ヲ圖リマスル趣旨ヲ

以チマシテ、今回本案ヲ以テ同院ニ検査事
務竝ニ庶務ヲ司ル爲ノ高等官デアリマスル
理事官四人ヲ、新設シヤウト致スノデゴザ
リマス、極メテ簡単ナ案件デゴザリマスル
カラ、何卒御審議ノ上、速ニ御協賛アランコ
トヲ御願致シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 本案ハ審査ヲ付託スヘ
キ委員選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——是ニテ

日程ノ議事ヲ終リマシタ、次會ノ日程ハ公

衆議院議事速記録第六號中正誤

頁	段	行	誤	正
九九	二	一一	司法	同法
三	二	二五	思ヒスス	思ヒマス
一一七			御答	御話